

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月29日

埼玉県知事
大野 元裕 様



提出者

住 所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3
氏 名：埼玉県
埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

電話番号：048-728-0016

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	埼玉県利根川右岸流域下水道 小山川水循環センター
事 業 場 の 所 在 地	本庄市東五十子382-1
計 画 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

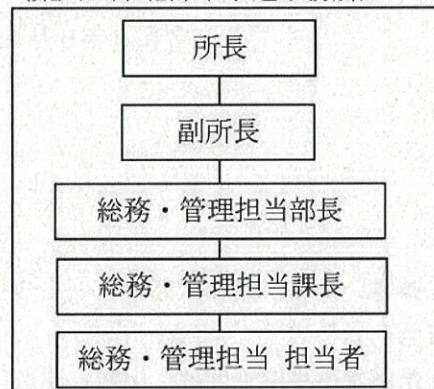
①事 業 の 種 類	下水道業
②事 業 の 規 模	処理水量：14,927m ³ /日（令和4年度実績）
③従 業 員 数	36人（令和5年4月1日時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

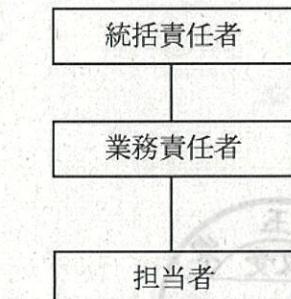
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(荒川左岸北部下水道事務所)



(テスコ・前澤工業共同企業体)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	—
排 出 量	359,637 t	—

①現状

(これまでに実施した取組)

汚泥発生量を減らすよう運転管理を行っている。

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	—
排 出 量	384,859 t	—

②計画

(今後実施する予定の取組)

下水道普及率の増加により、水処理水量及び汚泥発生量が増加するが、これまでと同様に適正な運転管理により、発生量を抑制する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

保管場所を定めて、適正に管理している。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

引き続き、保管場所において適切に管理する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
自ら再生利用を行ったことはない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			
自ら再生利用を行う予定はない。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)		濃縮、脱水により減量化を行っている。	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)		濃縮、脱水により減量化を行う。	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
②計画	これまでに自ら埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			
埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
①現状	全処理委託量	4,766.17 t	—
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	4,749.86 t	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
(これまでに実施した取組)			
汚泥（沈砂）は、優良認定処理業者へ処理を委託している。			
汚泥（脱水ケーキ）は、汚泥焼却灰をセメント原料等として再資源化している業者に処理を委託している業者へ処理委託をしている。			

(第5面)

②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	—
		全処理委託量	5,097.71 t	—
		優良認定処理業者への 処理委託量	15.00 t	—
		再生利用業者への 処理委託量	5,097.71 t	—
		認定熱回収業者への 処理委託量	—	—
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥(沈砂)は、優良認定処理業者へ処理を委託するよう努める。</p> <p>汚泥(脱水ケーキ)は、汚泥焼却灰をセメント原料等として再資源化している業者に処理を委託している業者へ処理委託をするよう努める。</p>				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

◎産業廃棄物の一連の処理の工程(小山川水循環センター)

